

菊川市告示第29号

菊川市建設工事に係る設計違算及び積算疑義申立てに関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和8年2月20日

菊川市長 長谷川 寛 彦 ㊟

菊川市建設工事に係る設計違算及び積算疑義申立てに関する事務取扱要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、菊川市が競争入札により発注する建設工事の契約において、設計違算が生じた場合の取扱い及び入札に参加した者が設計単価入り設計書の閲覧及び積算疑義の申立てを行う場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

(対象となる工事)

第2条 この要綱の対象となる工事は、菊川市が競争入札により発注しようとする予定価格が200万円以上の建設工事とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 設計単価入り設計書 予定価格を定めるために作成した設計単価及び数量を明示した設計図書等をいう。
- (3) 積算疑義 設計単価入り設計書を確認しなければ判明しない積算上の疑義をいう。
- (4) 設計違算 設計図書等における、単価の誤り、数量の誤り、費用の計上誤り等により、予定価格に変更が生じる場合(積算数量等の不整合は除く。)をいう。
- (5) 入札参加者 積算疑義の対象となる入札に参加し、静岡県共同利用電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)又は書面により入札書を提出した者をいう。
- (6) 設計図書等 入札公告(指名通知を含む。)から開札前までに公表した設計書類をいう。
- (7) 落札候補者 低入札調査対象工事にあつては、予定価格以下で失格基準価格以上の最低価格入札者をいい、最低制限価格制度対象工事にあつては、予定価格以下で最低制限価格以上の最低価格入札者をいう。

(開札前の対応)

第4条 市長は、入札公告(指名通知を含む。)後から開札前までに設計違算が判明した場合は、当該入札を中止する。ただし、当該入札に係る質疑に対する回答書(以下「回答書」という。)の回答期日前であつて、設計違算(設計単価入り計算書を確認しなければ確認できないものを除く。)による内容及び金額の誤りが軽微である場合は、回答書の回

答期日までに、当該内容等を入札参加者に周知することにより、入札を続行することができるものとする。

(開札後の対応)

第5条 市長は、開札後から落札者の決定をする前までに設計違算が判明した場合は、当該入札を中止する。ただし、設計違算（設計単価入り計算書を確認しなければ確認できないものを除く。）による内容及び金額の誤りが軽微である場合は、当該設計違算を補正し、設計し直した設計書に基づき、予定価格を定め、落札候補者を決定し、当該入札事務を続行することができるものとする。

(落札者の決定後の対応)

第6条 市長は、落札者の決定後から契約締結前までに設計違算が判明した場合は、落札決定の取消しを行わないものとする。

(契約締結後の対応)

第7条 市長は、契約締結後に設計違算が判明した場合は、当該契約を解除しないものとする。

(疑義申立ての対象)

第8条 積算疑義の申立て（以下「疑義申立て」という。）の対象は、第2条に規定する建設工事に係る入札に付す設計図書等についての積算疑義とする。ただし、中止又は不調となった入札は除くものとする。

(疑義申立者)

第9条 前条の規定による疑義申立てを行うことができる者は、当該建設工事の入札参加者のうち、次条第1項に規定する期間に設計単価入り設計書の閲覧を行った者に限る。

(疑義申立手続)

第10条 入札参加者は、電子入札システム又は書面による落札者の決定の保留に係る通知（以下「保留通知書」という。）の発行日（開札日を含む。）から3日後の正午までの期間（以下「疑義申立期間」という。）において、設計単価入り設計書閲覧請求書（様式第1号）を市長に提出し、対象工事を所管する課（以下「工事所管課」という。）において設計単価入り設計書を閲覧することができる。この場合において、入札参加者は、発行済みの保留通知書を提示するものとする。

2 前項の規定による閲覧は、午前8時15分から午後5時までの間（正午から午後1時までを除く。）に限り、行うことができるものとする。

3 第1項の規定による閲覧を行った入札参加者は、積算疑義が生じた場合、疑義申立期間において、疑義申立書（様式第2号）を市長に提出することにより、疑義申立てをすることができる。

(疑義申立てとして取り扱わないもの)

第11条 前条の規定にかかわらず、疑義申立てが次のいずれかに該当する場合は、疑義申立てとして取り扱わないものとする。

- (1) 疑義申立ての対象となる建設工事が特定できないもの
- (2) 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- (3) 設計図書等により確認できるもの
- (4) 入札公告における質問受付期間中に質問を行い、確認すべきもの

(5) その他当該入札に関係がないもの

(確認結果等の報告)

第12条 総務部総務課長（以下「総務課長」という。）は、第10条第3項の規定による疑義申立てがあつた場合は、対象工事を所管する課長（以下「工事所管課長」という。）に、疑義申立ての内容の確認を依頼するものとする。

2 工事所管課長は、前項の規定による依頼があつたときは、書面により、疑義申立期間終了日（終了日を含む。）から3日後の午後5時までに総務課長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりその期限までに報告を完了することが困難である場合には、その理由及び報告予定日を総務課長に書面により報告しなければならない。

(確認結果等の回答)

第13条 総務課長は、疑義申立てを行った者に対し、疑義申立期間終了日（終了日を含む。）から起算して4日後の日に当該疑義申立てに対する確認結果を疑義申立事項確認等報告書（様式第3号）により回答する。

2 総務課長は、前条第2項ただし書による報告がなされた場合には、疑義申立てを行った者に対し、工事所管課長から疑義申立事項確認等報告書による報告を受けた日の翌日までに当該疑義申立てに対する確認結果を疑義申立事項確認等報告書（様式第3号）により回答する。

(疑義申立てへの対応)

第14条 第10条第3項の規定による疑義申立てがあつた場合の入札の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 第11条の規定により疑義申立てとして取り扱わなかった場合は、当該入札事務を続行するものとする。

(2) 設計違算が確認できなかった場合は、当該入札事務を続行するものとする。

(3) 設計違算が判明し、落札候補者に変更が生じない場合は、設計違算を補正し、設計し直した設計書によって、当該入札事務を続行するものとする。

(4) 設計違算が判明し、落札候補者に変更が生じる場合は、設計違算を補正し、設計し直した設計書によって、落札候補者を変更し当該入札事務を続行するものとする。

2 疑義申立てにより設計単価入り設計書に設計違算が判明した場合には、入札参加者に設計違算の内容及び当該入札の効力について速やかに通知する。

(疑義申立ての結果の公表)

第15条 市長は、疑義申立ての結果について市ホームページで公表する。

(期間の算定)

第16条 この告示による疑義申立ての手續に係る期間の算定については、菊川市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条に規定する休日は算入しない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に公告等を行った入札から適用する。

様式第1号（第9条関係）

設計単価入り設計書閲覧請求書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

申請者 住所
氏名
電話

印

次の工事の入札に係る設計単価入り設計書の閲覧を請求します。

- 1 入札番号
- 2 建設工事名
- 3 開札日

（注）

- 1 入札参加者のみ閲覧できます。
- 2 当該閲覧請求書の提出にあたっては、保留通知書を添付してください。
- 3 閲覧請求書は、総務課へ提出いただき、工事所管課で閲覧してください。

様式第2号（第9条関係）

疑義申立書

年 月 日

菊川市長 氏 宛

申請者 住所
氏名
電話

印

次の工事の入札に係る積算に疑義がありますので積算疑義を申し立てます。

- 1 入札番号
- 2 建設工事名
- 3 開札日
- 4 申立内容及び理由

（注）

- 1 疑義申立内容については、事前に設計単価入り設計書を閲覧した結果を反映し、具体的に記載してください。
- 2 疑義申立書を提出する場合は、申請者が作成した、申立ての根拠となる積算書等の資料を添付してください。
- 3 工事が特定できないもの、申立て内容が特定できないもの入札時に又は公表している設計書等で確認できるものは、積算疑義申立ての対象とはなりません。

様式第3号（第12条関係）

疑義申立事項確認等報告書

年 月 日

年 月 日付けにより疑義申立があった下記建設工事の入札に係る積算疑義について、次のとおり報告します。

1 入札番号

2 建設工事名

3 開札日

4 疑義内容

題名	

5 疑義申立てに対する確認結果

--

6 当該入札の取扱い

--